

1 田名四ツ谷児童館の廃止について

(説明者：こども施設課長)

(1) 主な意見等

- 現在の児童厚生施設整備計画では、児童館の位置づけはどうか。こどもセンターがあるところは児童館廃止、無いところは児童館を活用していくという計画であったと思うが、どのように取り扱うことになっているのか。
 - 平成3年4月に「相模原市こどもセンター計画」を定め、児童厚生施設の整備を推進してきた。この計画では、全小学校区にこどもセンターを配置し、順次児童館を廃止するとの計画であったが、その後の社会経済情勢の変動に伴い同計画の見直しを行い、平成13年12月に「相模原市児童厚生施設整備計画」を策定したものである。
 - この計画では、
 - ① こどもセンターは公民館区に1箇所整備する。
 - ② こどもセンターが設置された同一小学校区内にある児童館は廃止していく。
 - ③ こどもセンター、児童館未設置の小学校区には小型こどもセンターを設置する。
 - ④ こどもセンターが無い小学校区に児童館が設置されている場合は、その児童館を当分の間有効活用していくが、将来的には小型こどもセンターに転換していく。なお、同一小学校区内に複数の児童館がある場合は、そのうちの1館を有効活用しそれ以外は廃止する。となっている。
- 児童厚生施設整備計画の見直しを検討している時期になぜ廃止するのか。また、田名四ツ谷児童館が廃止になった後の子どもの居場所については、どのように考えているのか。
 - 平成13年に策定した児童厚生施設整備計画における児童館の位置づけから考えると田名四ツ谷児童館は有効活用すべき施設の一つである。
 - しかし、放課後子ども教室が平成20年度にモデル事業として実施され、平成22年度の本格実施により順次拡大していくという考えがあった。
 - この考えに基づき要望等の申入れは、同地域の放課後子ども教室の開設に合わせた時期にさせていただくよう自治会に依頼したが、自治会内には早急な対応を望む意向が強かったため、平成22年3月31日を期限とする申入れになったものである。
 - なお、田名四ツ谷児童館廃止後の子どもの居場所については、放課後子ども教室も含め児童厚生施設整備計画の見直しの中で検討をしていきたいと考えている。

- 地元の返還要望があれば、返還しないといけないのか。
- 当該土地は民地であるため土地使用貸借契約解除の申し出があれば、その意向を重視し返還せざるを得ないと考えている。

- 児童や地域住民への周知方法について
- 過去の閉館時の周知方法等を確認しながら対応していきたいと考えているが、地域に根ざした施設であるため地域内の回覧や施設での掲示による周知を考えている。
また、地域の関係団体などが構成員となっている児童館運営委員会や自治会などにも周知を依頼し、利用者の混乱を招かないように配慮していきたいと考えている。

- なぜ今返還要望が出てきたのか。
- 平成18年度の児童館直営化の影響があると考えている。
それ以前は、児童館の管理運営を地元自治会に委託していたこともあり、利用方法も地域の判断に委ねていた。
しかし、市の直営化に伴い児童館の利用方法も市の判断基準に合わせていかなければならなくなったことなどから、地元の返還要望が強くなったと考えられる。

(2) 結 果

- 原案を決裁処理とする。

現在、児童厚生施設整備計画の見直しを行っているため、児童館の位置づけは検討中であるが、地元からの強い要望により申出を受けることとし、田名四ツ谷児童館の廃止について原案どおり承認を得た。